

## 韓国における帰農・帰村政策の現状と課題

黄, 在顕  
東国大学校食品産業管理学科 : 副教授

<https://doi.org/10.15017/2186167>

---

出版情報 : 韓国研究センター年報. 13, pp.45-55, 2013-03-31. Research Center for Korean Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

# 韓国における帰農・帰村政策の現状と課題

黄在顕（東国大学校 食品産業管理学科 副教授）

## 目次

1. はじめに
  2. 帰農・帰村の意味と動向分析
  3. 帰農・帰村政策の仕組みと地域活性化
  4. おわりに
- 参考文献

## 1. はじめに

近年韓国では、農家人口の高齢化と農村地域の過疎化が進行しており、農村社会の維持と農業後継者の確保問題が深刻化している。このような状況は、今後も継続すると予想されており、政府では様々な対策を余儀なくされている。このような状況から最近都市で働いてきたベビーブーム世帯が本格的に退職を向かえており、そのなかから農村地域へと移住を希望している世帯が増えている。韓国におけるベビーブーム世帯とは、1955年から1963年まで生まれて高度成長期とともに働いてきた年齢層を意味する。ベビーブーム世帯は、約712万人にもなっており、大学卒の高学歴が多いという特徴を持っている。この世帯が本格的に退職ないしはリストラにより本職から離れており、帰村生活を過そうとする傾向が見え始めている。

韓国における帰農・帰村者の数は、2011年統計によると10,503戸、23,415名に及んでいる。これは前年（2010年）対比158%の増加であり、そのうち40代から50代の年齢層が約6割を占めている。韓国では、日本とは異なり40代以上の中高年層が帰農・帰村の主流を形成している。しかし、今まで多くの帰農・帰村者は、現地適応に失敗するケースが多く、体系的な対策が求められている。

このような背景から政府では、2009年に「帰農・帰村総合対策」を樹立した。他方、地方自治体（市道郡）では、自ら地域経済活性化という視点から帰農・帰村に関する多様な対策を立てている。

本稿では、これらの背景を踏まえて韓国における帰農・帰村政策の特徴及び推進実態と問題点、そして帰農・帰村政策を通じた地域経済の活性化方向について検討したい。

## 2. 帰農・帰村の意味と動向分析

### 1) 帰農・帰村の概念と類型

日本では、就農政策をもうけて若い担い手に焦点をあてて新規就農者を支援する制度を導入しているが、韓国では帰農・帰村政策をもうけて新規就農者及び農村居住希望者を包括的に支援する制度を導入している。近年の特徴としては、前述したようにベビーブーム世帯を中心とする中高年層の帰農・帰村希望者が多い。この点が日本の就農状況と異なる韓国の特徴といえる。

まず、韓国における帰農人とは、農村出身のものが都市で他の職業を辞めて自分の故郷で農業を職業として従

事するもの（U-turn 者と命名している）、都市出身あるいは在村非農業人が他の職業を辞めて農村で農業を職業として従事するもの（I-turn 者）を意味する。また、農村出身で他の職業を辞めて農村で農業を職業として従事するものではあるが、この場合農村が自分の故郷ではないものは、U-turn 者と区別して J-turn 者という（강대규 2006）。

さらに、帰農者とは、新たに農業分野に従事するものであり、農業生産分野に家族経営体を営んだりあるいは両親の営農後継者であるものと位置づけている（마상진 외 2008）。また、帰農者は農村依存型であり、農村環境の日常生活圏内で過ごしながらかつて主要な経済活動を営んでいる常時居住者である。これは帰農者の定義を居住地中心にとらえ、帰農と帰村を包括する概念にとらえている（서만용 외 2005, 김철규 외 2011, 유정규 외 2011）。

帰農・帰村者の類型としては、経済生計型、対案価値追求型、個人生活効用型の三つに区分している（김철규 외 2011）。他の研究では、経済生計型、価値追求型、引退帰村型の三つに区分している（유정규 외 2011）。帰農・帰村者の動向は、価値追求型（1997年以前）から経済生計型（1997年から2000年代後半まで）へと、近年には引退帰村型（ベビーブーム世帯が中心になっている）が主流を形成しているが、帰農・帰村者の数が増加しながら帰農・帰村の形態も多様化している。

政府の統計による帰農者の定義は、農漁村に移住して農漁業に従事している人であり、転入申告、農業経営体登録、里長確認により集計している。帰村者の定義は、田園生活などのため農漁村に移住した人であり、以下の人は対象外とする。第一に、事業者、会社員などの職業持ちの人は除外、第二に、別途の職業を持ちながら移住した人は対象外、第三に、農村で居住しながら都市に出勤する人は対象外、第四に、別途の職業持ちの帰村者の統計は集計上対象外としている。韓国では、農林水産食品部と統計庁により統計調査を行っている。

近年の研究方向は、帰農者だけではなく帰村者にも焦点をあてて農村地域の活性化に貢献できる方法について研究し始めている。多くの研究は、帰農・帰村者の帰農目的による類型化を図り、類型別対策及び村人との融合に関する分析が進行されている。

## 2) 帰農・帰村の動向分析

帰農・帰村者に対する関心は1997年以降高まっている。韓国において1997年は、韓国経済が危機に陥り、多くの人が職を失った時期である。この時期から社会的に帰農・帰村に対する関心が高まり、農林水産食品部は帰農・帰村に関する政策を樹立するため、基礎資料の調査及び実態調査を行った。表1によれば、2001年にはわずか880戸であった 帰農・帰村農家数が2003年には885戸へと、2005年には1,240戸へと、2007年には2,384戸へと、2009年には4,080戸へと順調に増加し、2011年には10,503戸へと初めて年間10,000戸を超えた。2001年以後、帰農・帰村者の数は著しく増加している。

表1によれば、2005年からの増加傾向が以前の時期と比較して顕著である。2001年880戸から2005年1,240戸へと4年間360戸増加したのに対して、2007年2,384戸から2011年10,503戸へと4年間8,119戸も増加している。特に、2011年は2010年と比べて、4,067戸から10,503戸へと前年対比158%の増加率を示している。政府の発表によると、2012年の帰農・帰村者の戸数は20,000戸を超える見込みである。この理由は、ベビーブーム世帯の引退、都市生活への失望、リストラ、田園生活の憧れ、政策の支援システムなど様々な要因があげられる。

一方、2001年から2011年の過去11年間の年齢別構成をみると、29歳以下は1,438戸で4.8%をしめており、30~39歳は5,547戸で18.4%、40~49歳は8,821戸で29.3%、50~59歳は8,841戸で29.4%、60歳以上は5,435戸で18.1%をしめている。帰農・帰村者のうち約60%が40代と50代に集中しており、39歳以下の若い年齢層は23.2%にすぎない。この現状は韓国における新規就農者の特徴でもあり、ベビーブーム世帯を中心とする中高年層が主流を形成して

表1 年齢別帰農・帰村農家数の推移 (2001~2011年)

(単位:年、歳、戸数)

	2001	2003	2005	2007	2009	2011	合計※
29歳以下	38	64	54	44	686	296	1,438
30~39歳	316	239	287	386	1,184	1,438	5,547
40~49歳	293	260	393	766	1,294	2,682	8,821
50~59歳	187	201	319	706	749	3,537	8,841
60歳以上	46	121	187	482	167	2,550	5,435
合計	880	885	1,240	2,384	4,080	10,503	30,082

※合計は、2001年から2011年まで11年間の年齢別帰農・帰村農家戸数である。

資料:農林水産食品部調査資料

いるためである。

表2は、2011年の帰農者と帰村者を区分して地域別に人口数、戸数、割合をそれぞれ表したものである。表1によれば、2011年の帰農・帰村者の戸数は、10,503戸であったが、これを人口数で見れば23,415名である。表2によれば、帰農者の戸数は6,541戸で62.3%をしめており、帰村者の戸数は3,962戸で37.7%をしめている。

表2によると、地域別に帰農・帰村者の戸数が多いのは、江原道20.6% (2,167戸)、全羅南道17.2% (1,802戸)、慶尚南道16.8% (1,760戸)、慶尚北道16.7% (1,755戸)、全羅北道11.9% (1,247戸)、忠清南道6.9% (727戸)、忠清北道5.5% (582戸)、京畿道2.1% (224戸)、仁川市1.2% (123戸)、済州島1.1% (115戸)の順である。江原道20.6%、全羅南道17.2%、慶尚南道16.8%が上位をしめている。江原道はソウルから距離的に近いところで、本来田園生活にあこがれた帰村者が多い地域である。全羅南道と慶尚南道は、ソウルから遠距離に位置しており、農村の過疎化問題が早い時期から指摘されてきた地域といえる。この地域では地方自治体が帰農者に対して支援制度をもうけて積極的に取り組んだ地域といえる。

そのうち帰農者の割合が高い地域は、全羅南道84.4% (1,521戸)、忠清南道76.9% (559戸)、慶尚北道70.8% (1,242戸)の順番である。それに対して帰村者の割合が高い地域は、仁川市87% (107戸)、江原道70.3% (1,523戸)、京畿道49.6% (111戸)の順番である。

表2によれば、韓国における帰農・帰村者の形態は地域別に異なる。仁川市、江原道、京畿道などの都市近郊地域は、帰農者より帰村者の割合が高い。それに対して全羅南道、忠清南道、慶尚北道などソウルから離れた地域は、帰村者より帰農者の割合が高い。これを郡レベルで帰農者が占める割合を比較してみると舒川郡(忠南)は約10%、長水郡(全北)は約70%、長興郡(全南)は約90%を占めており、ソウルから遠隔地になればなるほど帰農者の割合が高くなる。これは帰農した際の農地価格及び農地の賃貸借によるものと考えられる。農地価格

表2 地域別帰農・帰村者推移 (2011年度)

(単位:名、戸、%)

	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	仁川	合計
人口数	470	4,040	1,196	1,727	3,043	4,393	4,031	3,980	305	226	23,415
割合%	2.0	17.2	5.1	7.4	13.0	18.8	17.2	17.0	1.3	1.0	
戸数	224	2,167	582	727	1,247	1,802	1,755	1,760	115	123	10,503
割合%	2.1	20.6	5.5	6.9	11.9	17.2	16.7	16.8	1.1	1.2	100.0
帰農者戸数	113	644	375	559	795	1,521	1,242	1,201	74	16	6,541
割合%	50.4	29.7	64.4	76.9	63.8	84.4	70.8	68.2	64.3	13	62.3
帰村者戸数	111	1,523	207	168	452	281	513	559	41	107	3,962
割合%	49.6	70.3	35.6	23.1	36.2	15.6	29.2	31.8	35.7	87	37.7

資料:農林水産食品部調査資料



はソウルから離れば、一般的に安くなっており、農地の賃借が用意である。さらに、地方自治体の支援制度も重要な役割を果たしており、農村の過疎化問題が進行している地域は早い時期から積極的に帰農者を受け入れている。

表3は、2011年帰農した農家の主な作物現況を現している。2011年帰農した農家数は6,541戸であり、そのうち稲作を中心とするを耕種農家が3,448戸で52.7%をしめている。次は果樹農家で1,110戸17.0%をしめている。園芸（施設）農家は858戸で13.1%をしめており、畜産農家は409戸で6.3%、その他の農家は716戸で10.9%をしめている。耕種農家が約半分をしめて主流をなしており、果樹と園芸（施設）の順番をみせている。年齢別には、50代が33.7%で最も多く、次は40代で25.5%を示している。退職を迎えたベビーブーム世代が帰農者の主流を構成している。

帰農・帰村する前の職業を調べてみると多様な形態がみられるが、最も多かったのは自営業であり27.5%をしめている。次は一般事務職で19.3%、生産職は8.7%、主婦は5.6%、無職は5.6%の順番と調査された。帰農・帰村の形態をみると、I-ターン型がJ-ターン型及びU-ターン型より多くみられている。日本では一般的にU-ターン型が多くみられるが、韓国ではI-ターン型が最も多かった。

2012年に帰農者10戸に対する実態調査結果によると、I-ターン型が8戸、U-ターン型が2戸であり、I-ターン型が主流を成している。帰農前の職業は、銀行員、経理職、ホテル勤務、環境団体職員（2）、タクシー運転手、教育関係 NGO 団体、文化芸術、不動産業、土木業など様々であった（朴文浩 2012）。一般的にI-ターン型がU-ターン型に比べて農村生活に安定できず、都市に戻る割合が高く調査されている。

その理由としてI-ターン型は、地域農民とのつながりが薄く、農作業に対する知識も欠けているため、農業で生計を立てて安定した経営を継続しにくい側面を持っている。2000年代半ば行政が、積極的に推進した全羅北道長水郡장수하늘소마을（帰農者村）の場合、12戸すべて帰農生活に失敗して他の地域に移住してしまった。移住の理由は、農地の不足、住民との摩擦、子供の教育問題、農村生活及び営農生活の難しさなどがあげられている。これらの問題点をふまえて、次章では帰農・帰村政策の仕組みと地域活性化の方法について考察してみたい。

### 3. 帰農・帰村政策の仕組みと地域活性化

#### 1) 帰農・帰村政策の仕組み

中央政府による帰農・帰村政策は、2009年に発表された帰農・帰村総合対策に含まれている。中央政府では、帰農・帰村者に対して関心段階、実行段階、定着段階という三つの段階を区分して支援制度を関連機関と連携して組み立てている。まず、一つ目の関心段階では、情報提供及び相談（農村振興庁）、帰農・帰村フェスティバル及び都市市民誘致支援（農林水産食品部）事業を行っている。詳しくは、表4を参照されたい。

表4によると関心段階では、帰農・帰村に関心を持っている人を対象として中央政府及び地方自治体の帰農・帰村支援制度について様々な情報を提供している。さらに、関心段階では各地方自治体で帰農・帰村希望者を誘致するため、ソウルでの合同説明会の開催及び自治体による各地域での現場説明会が行われている。2012年度の場合

表3 帰農者の主な作物現況（2011年度）

（単位：戸数、%）

合計	耕種	園芸（施設）	果樹	畜産	その他
6,541戸	3,448	858	1,110	409	716
%（割合）	52.7	13.1	17.0	6.3	10.9

資料：農林水産食品部調査資料

合は27カ所の自治体によって説明会が実施された。

二つ目の実行段階では、帰農・帰村者に対する教育支援事業（農林水産食品部及び農業振興庁）と農漁業創業及び住宅購入新築資金の融資事業（農林水産食品部）が政策の中心となっている。詳しくは、表5を参照されたい。表5によれば、帰農・帰村者に対する教育機関は農林水産食品部によるものと農業振興庁によるものと分かれている。そのうち農林食品部による教育は、21機関で29のコースを設けて委託教育が行われている。

表4 中央政府による段階別支援内容（関心段階）

関心段階	支援内容	対象（資格）
情報提供及び相談 （農村振興庁）	帰農帰村総合センター（www.returnfarm.com） ■ On-Off Line 総合情報提供及び相談 ■ 教育制度案内、農地、住宅情報、農作物及び定着地選択、資金支援など総合相談 ■ 全国157カ所の市郡別相談センターと連携 ■ 相談電話：1544-8572	予備帰農・帰村者
帰農・帰村 フェスティバル （農林水産食品部）	日程：毎年1回、2012年度は5月4日～6日、3日間実施 場所：ソウル市貿易展示場 内容：政府、地方自治体の帰農帰村に対する総合情報提供、農村生活の体験の場設置	予備帰農・帰村者
農村誘致支援事業 （農林水産食品部）	地方自治体の都市民誘致活動の支援 ■ 市郡あたり3年間5～6億ウォン支援 ■ 相談、教育、帰農体験紹介、住宅情報提供、融資資金斡旋など *2012年度予算：26億ウォン／対象市郡：27カ所 *意向、準備、実行、定着段階別支援制度構築	予備帰農・帰村者

資料：農林水産食品部調査資料

表5 中央政府による段階別支援内容（実行段階）

実行段階	支援内容	対象（資格）
帰農帰村教育 農林水産食品部 農業振興庁	■ 教育機関：21機関、29課程（1,600名） * 大学、先頭農家、民間機関など ■ 教育期間：3週～3ヵ月課程 ■ 教育場所：首都圏（11カ所）、地方（18カ所） * 詳しい情報は、帰農帰村総合センターホームページ参考 予備帰農帰村者対象、公務員、軍人、脱北者など対象 ■ 教育機関：農村振興庁 *2012年度：3.8億ウォン／770名	予備帰農・帰村者 （教育機関別募集、審査）
農漁業創業及び住宅購入新築資金 （農林水産食品部）	農地、畜舎、漁船、養殖場、農機械購入、農業施設支援 （最大2億ウォン融資） ■ 年利3%、10年間分割償還 ※帰農後3年以内に農地取得時、取得税50%減免 住宅購入及び新築（最大4千万ウォン融資） ■ 年利3%、10年間分割償還 ※取得税免除 *2012年度：融資規模600億ウォン *融資条件：100時間以上教育履修 地方自治体に事業計画申請及び承認 *融資機関：JA系列金融機関	予備帰農・帰村者、 帰農・帰村者（帰農後5年以内）

資料：農林水産食品部調査資料

農漁業創業資金融資事業は、予備婦農・婦村者ないしは婦農後5年以内の婦農・婦村者を対象として農家当たり最大2億ウォンの融資を行っている。融資条件は年利3%で10年間分割償還となっている。都市銀行の貸し出し金利が一般的に6～8%程度なので、融資条件は良い。住宅購入資金については、2012年度600億ウォンの予算規模で予備婦農・婦村者ないしは婦農後5年以内の婦農・婦村者を対象として支援している。

三つ目は、最後に定着段階である。定着段階とは、関心段階と実行段階を経て農村へ移住を決めた婦農・婦村者に対して農業を職業として地域社会に安定させるために支援するシステムである。定着段階では、実習インターンシップ支援事業（農林水産食品部）、新規農業者の技術教育事業（市郡農業技術センター）、婦農・婦村者のための住宅団地助成事業（農林水産食品部）と三つに構成されている。

実習インターンシップ支援事業は、主に予備婦農・婦村者を対象とする実習支援事業と主に農高、農大卒業者を対象とするインターンシップ支援事業となっている。住宅団地助成事業では、田園村（전원마을）助成事業、2009農漁村ニュータウン助成テスト事業（농어촌뉴타운시범사업）などとなっている。詳しくは、表6を参照されたい。

表7は、農林水産食品部で行われる婦農・婦村者のための教育内容を類型別に区分して整理したものである。表7は、農林水産食品部の教育文化情報院によって行われている教育内容を整理したものである。特徴としては、婦農実習型、婦農合宿型、婦村実習型の三つのコースを設けており、婦農・婦村者の形態にあわせた教育を行っている。

婦農実習型は、営農理論教育と営農体験教育及び実習教育が結合された形態である。婦農合宿型は、営農理論教育及び実習教育を含めて農機械実習、婦農者専門教育など最低2ヵ月間以上300時間以上の新規就農者のための専門コースである。最後に、婦村実習型は、中高年齢層の婦村者を主に対象として農村への移住を手助けしているコースといえる。このコースの設置理由は、新規就農者だけではなく、単純婦村者も含めて政策の支援対象

表6 中央政府による段階別支援内容（定着段階）

定着段階		支援内容	対象（資格）
実習インターンシップ支援	実習支援	先頭農業人の農場で営農技術習得 <ul style="list-style-type: none"> <li>実習支援10ヵ月間賃金の1/2支援（60万ウォン限度、国庫70%、地方自治体30%）</li> <li>申請：各市郡</li> </ul> *2012年度：200名（8.4億ウォン）	予備婦農・婦村者（教育機関別募集、審査）
	インターンシップ支援	先頭農業人の農場で営農技術習得 <ul style="list-style-type: none"> <li>インターンシップ支援8ヵ月間賃金の1/2支援（80万ウォン限度、国庫100%）</li> <li>申請：天安蓮庵大学校</li> </ul> *2012年度：200名（12.8億ウォン）	未就業者 農高、農大卒業者 インターンシップ希望者（15～44歳）
新規農業者技術教育（農業振興庁）		新規農業者技術教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>市郡当たり1千万ウォン（国庫50%、地方自治体50%）</li> </ul> *2012年度予算：40ヵ所市郡（2億ウォン） 申請：市郡農業技術センター	婦農婦村者（新規農業者）
田園村（전원마을）助成事業、農漁村ニュータウン助成事業（農林水産食品部）		（農漁村ニュータウン）5地区650世帯供給 <ul style="list-style-type: none"> <li>政策目的：22～55歳の婦農者を誘致して営農活動を支援する</li> </ul> （田園村助成事業）131地区4,348世帯支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>新規で村を助成する際に基盤構築費用国庫支援（道路、上下水道など）</li> </ul>	婦農婦村者

資料：農林水産食品部調査資料

表7 類型別帰農・帰村教育内容（2012年度）

分野	教育内容
帰農実習型	果樹、畜産、園芸基礎技術、加工理論及び実習 農産物加工及び帰農ノウハウ共有、現場見学など -主に理論学習と体験及び一部実習が結合された形態
帰農合宿型	果樹、複合営農、薬用作物に関する技術、理論と実習 農機械、農家住宅補修、営農技術など 新規就農者用の専門教育 -教育期間：2ヵ月以上、300時間以上
帰村実習型	農村文化の理解、基礎営農教育、農家住宅リモデリング、新環境農業の理解、農村生活の理解など 農村地域社会の理解、創業教育など

資料：農林水産食品部、教育文化情報院教育課程（2012年度）

表8 地方自治体（道）における帰農・帰村支援制度の内容（2012年度）

地域	区分	内容
全羅北道	定着資金支援	帰農者のための農家住宅修理費
	教育・体験支援	帰農学校運営
	情報提供	帰農・帰村総合センター運営
	その他	帰農・帰村者の仕事紹介 帰農・帰村者のための創業支援
全羅南道	定着資金支援	住宅修理費補助 帰農者融資事業
	教育・体験支援	帰農学校体験教育費補助 帰農学校学生のための農業体験支援
	関係形成支援	帰農者相談システム運営
	情報提供	帰農説明会開催 帰農情報関連ホームページ運営
慶尚北道	定着資金支援	定着資金支援事業
	教育・体験支援	農民士官学校の帰農課程設置 インターンシップ支援
	関係形成支援	帰農・帰村者団体支援（友好関係作り） 帰農・帰村フォーラム開催
慶尚南道	定着資金支援	定着資金支援事業
	教育・体験支援	科学営農帰農学校運営
	情報提供	優秀帰農村選定及び支援 関連ホームページ運営

資料：各道帰農ホームページ（2012年度）

としようとする試みである。これは韓国の帰農・帰村政策の特徴ともいえる。

## 2) 帰農・帰村による地域活性化の事例

地方自治体（市道郡）では、中央政府の政策と連携しながら帰農・帰村者に対する多様な支援事業を各自推進している。表8は、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道における2012年度の帰農・帰村者に対する支援内容を現したものである。各道のホームページに帰農・帰村者に対する支援内容が詳しくのっている。四つの地方自治体の主な内容を整理すると次のようである。

まず、多くみられる自治体の支援事業としては、都市市民農村誘致事業、都市市民対象教育課程設置、農村体験プログラム設置、移住都市市民対象相談事業、農村地域の雇用情報提供、子供教育支援プログラムなどが挙げられる。



表8によると全羅北道、慶尚北道、慶尚南道では、定着資金支援、教育及び体験支援、情報提供などを支援している。全羅南道ではその他に先輩婦農者との友好関係形成に支援を行っている。

しかし、地方自治体の制度は、長期的な計画のもとで作られてきたというより、必要に応じて羅列的に形成されてきた側面が強い。これからは地域の特徴を反映した長期的かつ一貫性に基づいた支援システム作りが必要とされる。また、表8には婦農・婦村者に対して積極的な四つの地方自治体の支援制度を現している。この四つの自治体は、行政トップ（市長あるいは郡守）の意志が比較的に強いためである。自治体別に支援制度の格差が見られる一つの理由といえる。

表9の事例1は、忠清南道舒川郡にある婦農者協議会の活動内容を整理したものである。この地域では、2006年度約20人の婦農者らが自ら民間団体を設立して、様々な事業を起こし成功させた事例である。今は会員の数が350人となり、他地域の婦農・婦村者組織と連携を図りながら成長をみせている。詳しい内容は、表9の内容を参照されたい。

表9 地方自治体（市郡）における事業推進の事例

〈事例1 忠清南道舒川郡の婦農者協議会〉

区分	活動内容	実績及びその他
婦農ツアー (1泊2日)	地域婦農者との紹介、地域観光プログラム、空き家ツアー	10回開催（年間4回） 1回当たり25～30名参加
婦農者の家運営	婦農希望者及び婦農者に臨時宿所提供（3～6ヶ月間）	2棟運営（10坪ずつ）
木工芸学校	木工芸及び生態建築学校運営	年間30回以上開催
空き家情報提供	空き家情報提供	斡旋事業は中断
婦農婦損行事	婦農・婦村全国大会開催 婦農・婦村フェスティバル参加	2011.3.第3回全国大会開催
ホームページ管理	情報交換 新環境農産物ネット販売	会員数：都市民 1,700名 婦農者 300名加入
婦農学校設立 (計画)	中長期合宿プログラム 農業技術センター（営農教育）と協力関係	宿所及び教育施設財源調達問題（約4億ウォン）

表10の事例2は、全羅北道鎮安郡の婦農・婦村者協議会の活動内容を整理したものである。この地域では、2008年度行政が中心となり“婦農・婦村活性化センター”を設立して積極的に婦農・婦村者を受け入れた。その後2年間の準備過程を経て2009年に民間組織ができあがり、婦農・婦村者による協議会を発足させたのである。今は160人の会員による非営利民間法人を発足させ、様々な経済活動を行なっている。この協議会による経済活動は地域活性化に貢献している。詳しい内容は、表10の内容を参照されたい。

表10 地方自治体（市郡）における事業推進の事例

〈事例2 全羅北道鎮安郡根っこ協会〉

区分	事業名	活動内容
補助事業	都市民農村誘致支援事業 (事業費96.7百万ウォン、国費)	帰農・帰村相談（年約500件） 帰農学校運営（生態建築学校） 帰農・帰村者新聞（根っこ協会誌） 帰農・帰村者のための市場開催 帰農・帰村全国大会参加 帰農・帰村生活文学賞（帰農・帰村者の経験紹介） 帰農・帰村者歓迎会開催
	帰農・帰村者のための仕事斡旋支援事業（事業費：45百万ウォン、道費：13.5、郡費：31.5）	帰農初期営農所得補填を目的とし、農業以外の分野で地域発展に寄与するものに人件費を支援（10名採用）
自体事業	種子普及事業：地域在来種子	地域種子及び伝統農法普及活動
	省エネ技術普及支援事業	省エネ技術開発及び指導普及活動
	ツバメ観察プロジェクト	ツバメの渡来及び繁殖状況観察→自然環境保全意識の拡散
	農村文化復元支援事業	地域伝統文化の復元及び継承活動

表11の事例3は、忠清南道洪城郡の帰農支援研究会の活動内容を整理したものである。この地域の特徴は、民間組織と行政組織が合体したユニークなタイプである。2011年発足した帰農支援センターを民間組織である帰農支援研究会が運営している。特に、研究会の事務局長は農業技術センターに常勤して帰農者の営農活動を常時に支援している。民間の力を行政が受け入れて協力関係を結び帰農・帰村者を支援する形態である。2012年度現在、会員の数は約50人である。詳しい内容は、表11の資料を参照されたい。

表11 地方自治体（市郡）における事業推進の事例

〈事例3 忠清南道洪城郡帰農支援研究会〉

<p>○沿革と現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－2011年3月16日創立</li> <li>－洪城帰農支援センター発足：帰農支援研究会で運営</li> <li>－会員数：約50名、会費（年3万ウォン）</li> <li>－農業技術センター内に設立、ONE-STOP 支援体系構築</li> </ul> <p>○主要事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－帰農支援センターの運営</li> <li>－空き家、農地情報調査</li> <li>－相談業務、帰農者現場支援団運営</li> <li>－新環境農産物生産、流通、販売支援事業</li> <li>－帰農・帰村フェスティバル及び全国大会参加</li> <li>－帰農ツアー及び都市民誘致説明会開催</li> <li>－帰農ツアー4回開催（126名参加）</li> <li>－帰農者長期滞在型宿所運営</li> <li>－分課運営：生態建築、食品加工、省エネ技術、美しい村作り分課運営</li> </ul>
--

## 4. おわりに

本稿では、韓国における婦農・婦村政策の定義及び先行研究の動向をはじめ、推進実態と問題点などについて検討した。第3章では、中央政府と地方自治体における婦農・婦村政策を検討し、地域経済の活性化方向について事例分析を通じて考えてみた。韓国では増加している婦農・婦村者の対策として、婦農・婦村政策の建て直しが要求されている。また、韓国における婦農・婦村政策は都市民に流入による農村地域の過疎化対策としても優先順位の高い政策といえる。

韓国における婦農・婦村動向の特徴としては、ベビーブーム世帯をはじめとして中高年層が中心となっている。また、ソウルの周辺地域には婦村者が多く、遠隔地の純農村部には婦農者が多い。婦農・婦村者の数は2000年以後増加しており、特に2010年から急速に増えている。このような状況から2009年政府は「婦農・婦村総合対策」を樹立し、婦農・婦村者に対する支援体制を整備している。

しかし、婦農・婦村者に対する支援制度は地方自治体によって異なっており、地域別に予算の格差が開いている。これは地方自治体別に政策の優先順位が異なるためである。農村実態調査結果によると、早い時期から積極的に婦農・婦村者を受け入れて民間組織を応援してきた自治体の場合、地域経済活性化につながる良い事例がみはじめている。これらの成功事例をより多く引き出すためには、これから政策の見直しが必要とされる。

まず、婦農・婦村政策に対する中央政府の財政支援強化が挙げられる。増加する婦農・婦村者の数に合わせて予算の増額は必要である。2011年度にはじめて年間10,000戸を超えたが、2012年度は20,000戸を超える見込みである。急速に増加する婦農・婦村者の数に合わせて政策の建て直しが必要である。この際に、予算の増額に合わせて政策の中身も長期的かつ柔軟性に基づいた支援システム作りが必要である。従来は、長期的な計画のもとで作られてきたというより、その時の必要に応じて羅列的に形成されてきた一時的な側面が多い。これからは地域の特徴を反映させた長期的かつ一貫性に基づいた支援システム作りが必要であろう。

婦農・婦村者に対する中央政府中心の教育システムは、地域の現場中心の教育・支援システムへと転換する必要がある。そのためには、1道に1か所以上の地域農業に合わせた教育施設の設置が必要であろう。婦農者には、農業を職業として自立できるような支援体系が必要とされる。そのためにも自分が暮らす地域で必要な教育を集中的に受ける体制作りが必要である。農業活動に関する教育を自分が暮らす現場で習う体制作りを今から考えなければならない。

その一方、これから農村地域の活性化につながる婦農・婦村政策を立てるためには、農村活性化という側面から婦農・婦村者をいかに活用できるかという問題に対する具体的な設計図が必要である。特に、婦村者に対する政策の位置づけが必要である。婦村者が地域住民との協力体制をつくり、地域社会に貢献できる活用の道を開かなければならない。婦村者の多くは高学歴であり、社会経験の豊かな人が多く、一定の資金力を持っている場合が多い。

婦村者を活用した農村型社会的企業及びコミュニティビジネスの提供は、これから新たな農村地域の活性化モデルとして挙げられるだろう。そのためには、地域住民と共存できる成功事例の開発が必要とされる。実態調査結果によると婦農者の多くも農業生産活動だけではなく、生産と連携して加工、流通、販売、観光、教育、体験、宿泊などあらゆる関連事業をともに行なう場合、成功の確率が高くなっている。このような関連ビジネスには、経験豊かな婦村者の力が必要とされる。これをいかに有効に組み立てて行くのかは、これからの課題であろう。

最後に婦農・婦村者が安定して定着するためには、既存農家との葛藤を減らす必要がある。そのためにも婦農・婦村者は、農村社会の文化及び生活の理解、農業生産技術の習得及び営農自立、有機農業の執着など近所との不調和を避けながら、都市的ライフスタイルの維持、何時でも都市に戻れる可能性、婦農・婦村者に対する一

一般的な評価の低さなど、地域農家の厳しい評価に対して心を開いて耳を傾ける必要がある。

参考文献

강대구. 2006. “귀농자의 귀농유형별 영농정착과정.” 「농업교육과 인적자원개발」 38(2): 23-53.

강대구. 2007. “귀농 동기에 따른 귀농정착과정.” 「농업교육과 인적자원개발」 39(1): 59-98.

김정섭·김광수. 2011. 「농업전망 2011: 귀농·귀촌 동향과 지역의 대응 방안」. 한국농촌경제연구원.

김철규 외. 2011. 「귀농귀촌인의 성공적 정착과 농촌사회 발전 방안 연구」. 농림수산식품부 연구보고서.

김태곤·정기환·송미령. 2006. 「농촌의 내발적 지역활성화에 관한 한·일 간 비교연구 - 지역사례연구를 중심으로」. R526. 한국농촌경제연구원.

농림수산식품부. 2010. “2010년도 귀농·귀촌 사업지침.”

마상진·정기환. 2008. 「신규 취농의 진입장애 해소 방안」. R580. 한국농촌경제연구원.

박문호·김정섭·허주녕. 2008. “농어촌 뉴타운공동체 조성·운영방안에 관한 연구” . 한국농촌경제연구원.

박문호·오내원·임지은. 2012. “농촌지역 활성화를 위한 귀농·귀촌 추진방안” . 한국농촌경제연구원.

성주인·박시현·윤병석. 2011. 「도시민의 농어촌 정주 활성화를 위한 정책 방향과 과제」. P151. 한국농촌경제연구원.

성주인 외. 2011. 「삶의 질 향상계획 심층평가: 도시민 및 귀농인력 활용 강화정책」. 한국농촌경제연구원.

유정규 외. 2011. 「귀촌 실태분석 및 활성화방안 연구 보고서」. 유정규 외. 지역발전위원회.

유학열. 2011. “충남지역 귀농·귀촌의 실태 및 유형별 특징.” 「열린충남」 통권 54호: 18-25. 충남발전연구원.

이민수 외. 2009. 「도시민의 귀촌행태와 전라북도 대응방안」. BR-03. 전북발전연구원.

전북지역농업연구원. 2008. “귀농, 귀촌자 실태조사를 통해 본 귀농, 귀촌 정책의 방향 및 시사점: 진안군 사례를 중심으로.” 「지역과 농업」 제3호: 83-98.

조창완·김희승·서정원. 2008. 「전남지역 밀착형 귀농인력 개발 및 활용방안」. 전남발전연구원 인적자원개발지원센터.

조창완. 2009. 「전남 귀농 활성화 방안」. 전남발전연구원